

品質管理審議会規則

(制 定 平成18年12月11日)

最終変更 平成24年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第137条の2第7項の規定に基づき、品質管理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審議会議長)

第2条 審議会の審議会議長は審議会を組織する者（以下「委員」という。）のうちから、互選により決定する。

2 審議会議長の職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(審議会の招集)

第3条 審議会は、審議会議長が招集する。

2 審議会議長は、審議会を招集しようとするときは、各委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(審議会の議事進行)

第4条 審議会の議事は、審議会議長が進行する。

(審議会の議決)

第5条 審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 審議会の議決は出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合には、審議会議長の決するところによる。

(審議会の議事録)

第6条 議事録は審議会の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 審議会の開催日時、場所
- 二 審議会の出席者
- 三 議事の経過及び結果

附 則

この規則は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月6日改正）

この改正規定は、平成23年7月7日から施行する。

附 則（平成24年7月4日改正）

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。